JAPAN　BULLETIN　BOARD　運営規約

第一条（会の目的）

外国人のための支援を目的とするボランティア団体（JAPAN　BULLETIN　BOARD）の準備・運営の業務を円滑に進め、参加者を増やし、きたるべき災害時に活動の質を高めるための準備を日々行うことを目的とする。

第二条（名称）

この会の名称を以下の通りにする。

JAPAN　BULLETIN BOARD

第三条（事務所所在地）

この会の事務局を以下に置く。

〒152-0033

東京都目黒区大岡山２－１－３　サンウエスト２０５号室

第四条（会員）

外国語を日常会話程度話せることを条件とする。

第五条（役員）

この会に以下の役員を置く。

理事長１人

理事４人

監事１人

第六条（任期）

役員の任期は１年までとする。

第七条（理事長）

理事長は会を代表し、円滑な運営に努める。理事は代表を補佐し、理事長が欠員のときは

理事長の職務を遂行する。

第八条（運営）

おおむね年２０回の勉強会を開催する。重要事項については、会員による運営会議を行い、

円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事録は出席者の過半数の同意をもって決定する。

第九条（会費）

会費は原則とらないものとし、個人献金と企業献金、行政からの支援を財源に運営費用として充てるものとする。

第十条（規約改正）

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

１　会の役員は次の役員とする

理事長　竹田有里

理事　　ERIC WANG

理事　　DAVID　AMBAT

監事　　西上床　満

理事　　大塚　隆広

理事　　中溝　篤司

２　　この規約は平成２９年４月１日から適用する。